25　性的搾取
　性的な目的（他者に対する性的搾取によって金銭的、社会的又は政治的に利益を得る目的が含まれるが、これらには限られない。）のため、脆弱な立場、力の格差又は信頼を実際に悪用すること又はその未遂をいう。
26　予備的な事実究明の調査
　事後の国又は国際連合の調査が円滑に実施されることを確保するために必要な証拠の保全をいう。予備的な事実究明の調査は、陳述書の収集を含み、証人その他の関係者との面会を通常含まない。
27　政府が整備の責任を有する形態の提供
　部隊所有装備品に対する支払制度であり、政府が装備品をＭＩＮＵＳＴＡＨに提供し、その整備の責任も有するものをいう。政府は、このような支援の提供に対し、支払を受ける権利を有する。
　附属書Ｅ　我々は、国際連合平和維持要員である
国際連合は、世界の全ての人々の平和への願望を具現している。
このため、国際連合憲章は、全ての要員が最高水準の誠実性及び行動を維持しなければならないことを求めている。
我々は、我々の基準の根本的な基礎として、国際連合平和維持活動を行う部隊のための国際人道法の指針及び世界人権宣言の適用可能な部分を遵守する。
我々は、平和維持要員として、国際連合を代表し、及び国家が紛争の傷跡から回復することを支援するため当該国家に滞在する。
結果として、我々は、国際連合の業務を行い、及びその理想を追求するため、公的及び私的生活における特別な制約を受け入れる準備を意識的に行わなければならない。
我々は、平和維持の職務を遂行することのみを目的として、国際連合と受入国との間で交渉された協定により、一定の特権及び免除を与えられる。国際社会及び現地住民の期待は高いものであり、我々の行動、行為及び言論は注意深く監視されるであろう。
我々は、常に次のことを行う。
・専門的かつ規律正しい方法により常に行動すること。
・国際連合の目標の達成に専念すること。
・権限及び任務を理解し、並びにそれらに関する規定を遵守すること。
・受入国の環境を尊重すること。
・現地の法律、慣習及び慣行を尊重し、並びに文化、宗教、伝統及び性に関する事項を認識し、及び尊重すること。
・敬意、礼儀及び配慮をもって受入国の住民を待遇すること。
・不偏性、誠実性及び気転をもって行動すること。
・虚弱者、病者及び弱者を支援し、及び援助すること。
・国際連合の我々の上官又は監督者に従い、及び指揮系統を尊重すること。
・地位、階級、出身の民族若しくは国、人種、性別又は信条にかかわりなく、ＭＩＮＵＳＴＡＨの全ての他の平和維持要員を尊重すること。
・同僚の平和維持要員との間で適切な行動をとることを支援し、及び奨励すること。
・性的搾取又は性的虐待を伴う全ての行動を報告すること。
・適切な服装及び個人的な態度を常に維持すること。
・ＭＩＮＵＳＴＡＨの要員として我々に与えられた全ての金銭及び財産について適切に会計報告をすること。
・我々の管理下にある全ての国際連合の装備品を大切にすること。
我々は、いかなる場合にも、次のことを行わない。
・不適切な個人的な行動、職務の不履行又は平和維持要員としての地位の濫用により、国際連合又は我々の国の信用を傷つけること。
・ＭＩＮＵＳＴＡＨを危険にさらすおそれのある行動をとること。
・アルコールを濫用し、又は薬物を使用し、若しくは取引すること。
・外部機関と許可なく連絡をとること（許可なく新聞発表を行うことを含む。）。
・業務上得られた情報を不適切に開示し、又は使用すること。
・拘禁されている者に対し不必要な暴力を用いること又は拘禁されている者を脅迫すること。
・現地住民、特に女性及び子供に対し、身体的、性的又は精神的な損害又は苦痛をもたらすおそれのある行為を行うこと。
・性的搾取若しくは性的虐待、十八歳未満の児童との性的行為又は金銭、雇用、物品若しくは役務と引き換えに性交することを伴う行為を行うこと。
・我々の不偏性及び他者の福祉に影響を与えるおそれのある性的関係に関与すること。
・公衆に対し侮辱的又は無作法な態度をとること。
・国際連合の財産若しくは設備に対し故意に損害を与え、又はそれらを悪用すること。
・不適切に又は許可なく車両を使用すること。
・許可を得ていないみやげ品を収集すること。
・不法な活動に参加すること、腐敗した、若しくは不適切な慣行に従うこと又は虚偽の主張をすること若しくは権利を有しない利益を受けることを目的として個人的利益のために立場を利用しようとすること。
我々は、この指針の範囲内において行動しないことにより生じる結果が次のことであることを認識する。
・国際連合の信頼及び信用を損なうこと。
・任務の達成を危険にさらすこと。
・平和維持要員としての地位及び安全を危険にさらすこと。
・行政処分、懲戒処分又は刑事処分がとられることとなること。
（日本側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、二千四年四月三十日付け国際連合安全保障理事会決議第千五百四十二号によって設立された国際連合ハイチ安定化ミッションを支援するための政府による要員、装備品及び役務の提供についての本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（国際連合側書簡）
本使は、更に、前記の了解を日本国政府に代わって確認し、貴官の書簡及びこの返簡が日本国政府と国際連合との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付に効力を生ずるものとすることに同意することを確認する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。
二千十四年十一月十四日にニューヨークで
国際連合日本政府代表部
特命全権大使　吉川元偉
国際連合
フィールド支援局長　アミーラ・ハク殿

○文部科学省
厚生労働省告示第三号

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を次のように定める。なお、疫学研究に関する倫理指針（平成十九年文部科学省厚生労働省告示第一号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成二十年厚生労働省告示第四百十五号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年十二月二十二日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久